

国会議員会館で4月16日に「第5回建築基本法シンポジウム」が開催された。一般参加者100名余りに対して、国会議員720余名のうち、本人参加が5名ということは、国会議員にとって国土保全、景観、まちづくりにいかに関心がないかが推察できる。外国と比較し日本の高度成長期以降の景観がいかに醜く、建築関連法や制度などの建築行政がいかに劣悪なまま放置されてきたかが、国会議員の関心度からもうかがえる。

2000年の性能規定化、2007年の耐震偽装事件を受けた建築基準法改正によって、既存不適格物件が一挙に増大し、資産価値が目減りしたことで国富は著しく低下してしまった。建築業界は新築工事の減少分をリフォーム市場によって穴埋めしようとしているが、現行の建築基準法に既存不適格物件を合法化するためのスキームが仕組まれていないため、相変わらず確認申請されないまま不適格物件の増産が行われている。

2020年の低炭素建築・住宅の一斉義務化は前倒しで行われる公算が大きい。もし既存建物にも省エネ基準を適用するのであれば、既存不適格の問題の解決法をあらかじめ提示しておかなければ、断熱改修の促進もできない。金融機関はコンプライアンスを極めて厳格に遵守するので、既存不適格物件に対して融資を行わないので、耐震改修や省エネ改修の足かせになる。

現在、震災復興は建築制限という形で足止めを食っている。そのため建築確認の申請数も多くはない。この数年で都市計画決定、土地区画整理事業が進めば、新しいまちづくりのための建築確認申請が増えてくる。本来は震災復興に備えて新しい法体系を整備する必要があったが、政権交代の混乱によって政治日程から漏れてしまった。

「建築基本法」は本誌にも連載されていた神田順氏(現日本大学特任教授)らのグループが、10年前から実現に向けて活動してきた。国交省の審議会や検討会で散々議論され、日本建築学会などの建築五会でも建築関連法の内容について検討が行われてきた。それぞれの主張を収斂させるまでには至っていないが、現行法のまま放置はできないという認識は建築・まちづくり関係者の間では共

「建築基本法」制定はいつやるか？

江原幸志

有されている。これまでの議論で欠けていたことは、建築の質や性能の議論では数値で評価できない文化や建築のつくり手の技術、素材・道具などの生産を含む社会についての視点である。さらに専門家だけでなく、マンション紛争の当事者や共同住宅の所有者、欠陥住宅の当事者という一般人の間でも新たな法律・制度を求める声は大きくなってきている。

国会議員をはじめ一般人にとって、建築やまちづくりに関して新たな法体系や制度設計が火急の課題でないことは致し方ない。ましてや国民の関心が薄い課題に、国交省が陣頭指揮をとって制度改革を行うことは絶対にあり得ない。国会議員にも、直接票に結びつかない国土保全や地域文化の継承・発展に心血を注ごうとする奇特な議員はほとんどいない。国会日程の厳しい中でもシンポジウムに臨席した5名の国会議員は、国土保全という強い使命感と責任感を有する者として高く評価したい。それ以外の国会議員にとっては優先度が低く、専門委員会だけに任せておけば、いずれ誰かが上程してくれるであろう程度の関心事である。

しかし、「建築基本法」制定は今着手しなければならぬ重要な課題である。日本には先般、世界遺産に登録された富士山をはじめ風光明媚な景勝地は多いが、欧州に比べ都市部・郊外の街並みや景観は劣悪である。ただし、こうした環境に慣れてしまったために、建築やまちづくりの専門家でさえ諦めが先行し、本気で改善しようとする者がいなくなってしまった。

「建築基本法」は、法制化の手法や内容の善し悪しにはそれぞれ意見があっても構わないが、戦後建築教育を受け、指導してきた研究者・実務者が後世に対して絶対に譲り渡さなければならない建築史上のトピックである。法案の制定に携わった者でなければ、時代の要請で自然に新法ができていたものと考えているのではないと思われるが、他力本願では「建築基本法」制定の実現は困難である。「建築基本法」を議論してきた当事者が生きている間、一線で活躍している間に制定まで持ち込まなくてはならない。制定までの期限はあと3年程度である。まず、理想とする日本の街並み、

景観、あるべき建築・住宅の姿を想定してほしい。それが現在の大手ハウスメーカーがデザインした工業化された街並み、町並みであるなら「建築基本法」制定は無用の長物である。

建築の着工数の9割は住宅系である。住宅のうち木造は6割、プレカット率は2000年に5割を超え、現在は9割を占める。プレカットの普及に伴い、墨付け、鋸を使える大工も消滅しつつある。1980年に94万人いた大工職人は、2010年には40万人と毎年約2万人ずついなくなっている。2007年の建築基準法改正、2008年のリーマンショックと立て続けに経済悪化を招き、それまでの新設住宅着工数が120万戸／年なのが、2009年に80万戸／年に減少した。小松幸夫氏(早稲田大学教授)の調べによれば、木造住宅の平均寿命は54年とされている。高度成長期の住宅は建て替え時期に入り、近年、住宅着工数が回復しつつあるが、将来的には60万戸／年と見られている。

これらの数字を見ていくと、もし理想とする日本の街並み、景観、あるべき建築・住宅の姿を実現しようとするのであれば、今「建築基本法」を制定し、その理念にしたがって法改正・制度設計をする必要があることが自明ではないだろうか。あるべき姿をしっかりと描き、誰がそれをつくるかを考え人材を育成し、素材生産の技術を継承し、技術を伝える文化を発展させる社会をつくらなければならない。やるかやらないか、誰がやるか、いつやるか、残された時間はほとんどない。今決断するときであり、一人一人が行動するときである。

- 建築法体系勉強会とりまとめの公表について
http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000294.html
- これまでの勉強会等における指摘及び検討方向
<http://www.mlit.go.jp/common/000204845.pdf>
- 「建築基本法」に向けて 神田順
<http://www.mlit.go.jp/common/000034816.pdf>
- 建築の質の向上に関する検討(とりまとめ調査)
<http://www.aij.or.jp/scripts/request/document/20100331-1.pdf>
- 「美しい建築」に対する行政の誘導
http://www.jia.or.jp/activity/s_committee/utsukushii-kenchiku/201004report.pdf
- 住宅市場に“質の競争”を 東京財団
<http://www.tkfd.or.jp/files/doc/2008-10.pdf>
- 住宅着工戸数(2013年1月) Economic Indicators
http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/rashinban/pdf/et12_299.pdf
- 大工就業者数の推移と在来工法における機械プレカット率 - タツミ
<http://www.tatsumi-web.com/new-site/shijyodoko-10-0702.html>
- 木造建築担い手育成の必要性について
http://www.kinomachikinoie.jp/forum_jimu/relay/tokyo02_100115.pdf
- 建物は何年もつか
http://www.mof.go.jp/national_property/councils/pre/shiryu/221021_05.pdf
- 建築基本法制定準備会
<http://www.kihonho.jp/>



マンガ＝上田隆

えはら・こういち | 木の建築設計

1962年東京都生まれ。1987年東京理科大学建築学科卒業。1996年木の建築設計設立